

【いじめ認知件数の報告】

本校では、令和7年度1学期において、児童生徒に対するいじめの認知件数は「0件」でした。この結果は、教職員による日常的な観察、児童生徒との対話、アンケート調査、保護者との連携などを通じて得られた情報等をもとに、生徒指導連絡会等で検討した上での判断です。

今後も、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの未然防止・早期発見・適切な対応に努めてまいります。また、全ての児童生徒が自発的・主体的に成長できるように、教育活動全体を通じて個々を支える生徒指導＝発達支持的生徒指導（挨拶、称賛、声かけ等）も継続していきます。

いじめの認知に関しては、文部科学省の通知に基づき、初期段階のトラブルも含めて幅広く情報を収集しています。今後も引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。